

福祉サービス第三者評価の 「評価機関」を募集します

青森県内で福祉サービス第三者評価事業を行う「評価機関」を募集します。

青森県内において、評価機関として福祉サービス第三者評価事業を行うには、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会の認証を受ける必要があります。

- 1 募集期間 平成 30 年 1 月 4 日(木)から平成 30 年 2 月 8 日(木)まで
- 2 主な要件 (1) 法人格を有し、県内に事務所を開設していること
(2) 評価を決定する委員会を設置すること
(3) 必要な要件を満たした評価調査者を 2 名以上有していること
(4) 評価内容及び評価手法が確立されていること
(5) 評価の結果を公表すること
(6) 必要な規程等を整備し、開示していること
- 3 申請方法 (1) 申請する法人は、下記のホームページから評価機関認証要綱をダウンロードいただき、要綱に基づき、必要書類を推進委員会に提出します。
(2) 推進委員会は、書類等の審査を行い、平成 30 年 3 月頃を目途に認証決定の通知を申請した法人に対して行います。
- 4 申請料等 (1) 認証の申請時に申請料が必要となります。
・申請料 162,000 円
(2) 申請に基づき認証された場合、登録料が必要となります。
・登録料 108,000 円
- 5 認証期間 認証の有効期間は平成 30 年度から 3 年間です。
※社会的養護関係施設第三者評価機関となるには、別に要件があります。
詳しくは下記へお問い合わせください。

◆応募・問い合わせ先◆

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会 事務局

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号

TEL : 017-777-9301 / FAX : 017-731-3098

<http://aohyouka.jp/>